

社会福祉法人友遊会

定 款

社会福祉法人 友遊会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び公益事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業の経営

(ト) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の経営

(チ) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業の経営

(リ) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの経営

(3) 公益事業

第27条第1項に掲げる事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人友遊会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田市飯島道東1丁目5番1号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事7名

(2) 監事3名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員の役員任期は、在任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び秋田県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位に

あることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠または増員の評議員の任期は、在任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 2,000,000円
- (2) 秋田市下北手松崎字岩瀬122番地、123番地、163番地3所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺2階建
グループホーム青竜建物1棟 (344.40平方メートル)
秋田市下北手松崎字岩瀬163番地1、163番地3所在の
鉄骨造スレート葺2階建

ケアセンター亀はうす建物1棟 (156.76平方メートル)
 秋田市下新城野字琵琶沼156番地19所在の
 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 グループホーム雀建物1棟 (308.40平方メートル)
 北秋田市鷹巣字東中岱24番地3所在の
 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
 どじょっこハウス建物1棟 (232.81平方メートル)
 秋田市広面字樋ノ沖69番地1所在の
 鉄骨造陸屋根2階建
 広面ハウス建物1棟 (296.56平方メートル)
 秋田市広面字樋ノ沖69番地1所在の
 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 相談支援事業所広面建物1棟 (85.80平方メートル)
 さいたま市見沼区大字南中野字猿花915番地1、916番地1所在の
 鉄骨造陸屋根2階建
 たのし家うれし家1棟 (679.97平方メートル)
 北秋田市鷹巣字東中岱24番地1所在の
 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
 どじょっこハウス作業所 (192.93平方メートル)
 川口市芝3丁目22番地12所在の
 鉄骨造り樹脂シートぶき2階建
 詩然Ⅱ1棟 (273.59平方メートル)
 秋田市飯島道東1丁目115番地25所在の
 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
 特別養護老人ホーム飯島1棟 (3,581.99平方メートル)
 機械室 (30.0平方メートル)

計3,611.99平方メートル

東京都東大和市桜が丘二丁目53番地6所在の
 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
 東大和市総合福祉センターは〜とふる1棟
 (4,508.91平方メートル)
 ゴミ置場 (31.68平方メートル)
 ポンプ室 (8.0平方メートル)

計(4,548.59平方メートル)

(3) グループホーム青竜及びケアセンター亀はうすの敷地

秋田市下北手松崎字岩瀬121番1 (0.28平方メートル)
 秋田市下北手松崎字岩瀬121番2 (61.71平方メートル)
 秋田市下北手松崎字岩瀬122番 (241.00平方メートル)
 秋田市下北手松崎字岩瀬123番 (222.18平方メートル)
 秋田市下北手松崎字岩瀬163番1 (164.18平方メートル)
 秋田市下北手松崎字岩瀬163番3 (58.65平方メートル)

計748.00平方メートル

グループホーム雀の敷地

秋田市下新城野字琵琶沼156番19（411.06平方メートル）

詩然Ⅱの敷地

川口市芝3丁目22番12（314.00平方メートル）

特別養護老人ホーム飯島の敷地

秋田市飯島道東1丁目115番25（4,280.29平方メートル）

秋田市飯島道東1丁目115番37（1,071.0平方メートル）

計5,351.29平方メートル

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（決算）

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除い

て、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センター

(2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（第2種社会福祉事業を除く）

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の

認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人友遊会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	稲 庭 千弥子
理 事	成 田 哲 朗
〃	畠 山 宏
〃	進 藤 重榮治
〃	那 波 常
〃	石 井 順 子
監 事	大 友 慎 一
〃	伊 藤 三代子

附 則

平成12年	3月10日	法人設立認可
平成13年	7月6日	定款準則改正、事務所所在地等変更認可
平成13年12月	4日	評議員及び評議員会設置認可
平成15年	1月7日	定款準則に即した第8条および第11条の改正認可
平成15年	3月27日	役員定数の変更、定款準則に即した第31条の改正認可
平成16年	1月19日	定款変更届出（基本財産・岩瀬163-1の追加）
平成16年	3月31日	定款変更認可（事業目的を追加）
平成17年	3月1日	定款変更認可（事業目的に公益事業を追加）

			(定款準則に即した第14条の改正認可)
平成17年	7月19日	定款変更認可	(定款準則に即した 第3・9・14・27・28条の改正認可)
平成18年	3月23日	定款変更認可	(平成16年12月24日 老発1224001号による用語の変更)
平成19年	5月30日	定款変更認可	(定款準則に即した 第1・33条の文言の訂正)
平成20年	11月17日	定款変更認可	(事業目的を追加)
平成21年	7月2日	定款変更認可	(事業目的の追加及び事業目的の追加による 文言の訂正)
平成24年	8月8日	定款変更認可	(定款準則改正等に基づく変更、新たな事業 の開始に係る不動産の編入)
平成24年	12月6日	定款変更認可	(定款準則改正等に基づく変更)
平成24年	12月19日	定款変更届	(基本財産・たのし家うれし家建物の追加)
平成25年	2月7日	定款変更届	(基本財産・詩然Ⅱの土地の追加)
平成25年	6月6日	定款変更届	(基本財産・どじょっこハウス作業室の追加、 基本財産住所記載間違い訂正)
平成26年	2月25日	定款変更届	(基本財産・詩然Ⅱ建物の追加)
平成26年	3月12日	定款変更認可	(第27条事業目的の追加)
平成26年	5月9日	定款変更認可	(第13条評議員定数変更)
平成27年	3月9日	定款変更認可	(第1条事業目的の追加、第5条理事定数変更)
平成27年	3月28日	定款変更届	(基本財産追加、事務所所在地の変更)
平成28年	1月25日	定款変更認可	(第27条事業目的の削除)
平成28年	6月15日	定款変更届	(基本財産・相談支援事業所広面の建物の追加)
平成28年	6月29日	定款変更認可	(社会福祉法改正に伴う所轄庁の変更)
平成28年	7月14日	定款変更認可	(監事の定数変更)
平成28年	9月2日	定款変更認可	(第1条事業目的の追加 第27条事業目的 の追加)
平成28年	10月11日	定款変更届	(基本財産・東大和市総合福祉センターは～ とふるの建物の追加)